

ティーチング・アシスタント及 びリサーチ・アシスタントの受 入れに関する規程

(令和 7 年 2 月 25 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学大学院

大阪河崎リハビリテーション大学大学院 ティーチング・アシスタント
及びリサーチ・アシスタントの受入れに関する規程

令和 5 年 7 月 4 日
大学院規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）の教育及び研究に係る次の各号の補助業務について大学院在
学生（以下「院生」という。）を受入れる場合の取扱いについて、必要
な事項を定めるものとする。

- (1) ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）は、優秀な院
生に対し、教育的配慮の下に本学の学生に対する教育補助業務を行
わせることにより、本学の教育の充実と教育訓練の機会提供を図る
ことを受入れの目的とする。
- (2) リサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）は、優秀な院生に
対し、研究補助者として研究遂行能力を育成し研究体制の充実を図
ることを受入れの目的とする。

(資格)

第 2 条 TA 及び RA になることのできる者は、次のとおりとする。

- 2 TA は、担当しようとする科目の担当教員等が、TA 候補者として適性
が認められる者とする。
- 3 TA 及び RA の候補者は、次の各号の一に該当し、教育補助業務及び
研究補助業務の遂行能力があると認められる者とする。
 - (1) 業務内容と密接な関連のある授業科目を優秀な成績で修めた者
 - (2) 研究科における研究状況が良好であり、所定の年限で修了が見込
める者
 - (3) その他研究科長が優秀と認めた者

(財源)

第 3 条 TA 及び RA の受入れに係る財源は、次のとおりとする。

- (1) TA 学部及び大学院予算の範囲内
- (2) RA 従事する研究プロジェクトの予算の範囲内

(受入れ期間)

第4条 TA及びRAの受入れ期間は、年度内の定められた期間とする。

2 TA及びRAが従事する業務の研究プロジェクト等が、年度を跨いで継続する場合は、当該プロジェクト等が終了するまでの間、受入れ期間を更新することができる。

(従事時間)

第5条 TA及びRAの一人当たりの従事時間数は、本法人内で従事するその他の業務等を併せて原則として予算の範囲内且つ1週間当たり20時間未満、年間480時間未満とする。

2 前項の従事時間は、当該院生の通常の研究指導、授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。

(手当の支給)

第6条 TA及びRAの手当については、別に定める。

(選考及び受入れ)

第7条 研究科長は、科目担当教員又は研究プロジェクト等の代表者と協議のうえTA又はRAの候補者を選考し、受入れ期間及び従事時間を定めて、学長の承認を受けるものとする。

2 学長は、当該教育補助業務又は研究補助業務が第1条に掲げる目的に照らして適当であり、かつ候補者の資格が第2条の規定に基づき適切であると認められるときは、候補者の受入れを行うものとする。

(オリエンテーション)

第8条 科目担当教員又は研究プロジェクト等の代表者は、TA又はRAに対し次に掲げる措置を講じるなど制度の趣旨にのっとり、適正な運用に努めなければならない。

(1) 教育補助業務及び研究補助業務に関する事前の適切なオリエンテーションの実施

(2) 教育補助業務及び研究補助業務に関する科目担当教員又は研究指導教員からの随時意見聴取

(事務)

第9条 TAの受入れに関する事務は、学務係が行い、RAの受入れに関する事務は、総務係が行う。

(準用)

第 10 条 この規程に定めのない事項については、「学内ワークスタディによるスチューデント・アシスタント及びノートテイカー（ポイントテイカーを含む。）の受入れに関する規程」の規定を準用する。

2 前項に定めるもののほか、TA 及び RA に関して必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて学長が別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 12 日大学院規程第 4 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 25 日大学院規程第 1 号）

この規程は、令和 7 年 2 月 25 日から施行する。